

第 254 回 広島県都市計画審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年7月 10 日(水) 13:30～14:00
- 2 場 所 サテライトキャンパスひろしま 504 中講義室
(Web 会議併用)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議 題 等 付議案件 1件
- 5 担当部署 広島県 土木建築局 都市計画課 施設計画グループ
(082)513-4117(ダイヤルイン)
- 6 議 事 録

目 次

1 開 会	1
2 議 事	2
3 閉 会	7

1 開会

開会 13:30

○司会 それでは、ただ今から、第 254 回広島県都市計画審議会を開催いたします。
委員の皆様には、ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
まずはじめに、本日の会議資料についてご確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしておりますのは、

- ・次第
- ・委員名簿
- ・配席表
- ・議案集
- ・「第1号議案のスライド資料」

になります。不足はありませんでしょうか。

次に、前回の審議会以降に委員のご異動がありましたので、ご紹介します。恐れ入りますが、お手元の委員名簿をご覧ください。

審議会条例 第2条第1項第1号「学識経験のある者」からの委員としまして、令和6年5月9日付で、県立広島大学大学院経営管理研究科 百武 ひろ子教授にご就任いただいております。なお、本日は所用によりご欠席となっております。

続いて、第2号「関係行政機関の職員」からの委員としまして、令和6年7月2日付で、中国地方整備局 林 正道局長にご就任いただいております。本日は代理で、桑嶋様にご出席いただいております。

○林委員(代理:桑嶋)よろしく申し上げます。

○司会 令和6年7月4日付で、中国運輸局 金子 修久局長にご就任いただいております。本日は代理で、岩成様にオンラインでご出席をいただいております。

また、令和6年5月1日付で、広島県警察本部 則包 卓嗣本部長にご就任いただいております。本日は代理で、松原様にご出席いただいております。

○則包委員(代理:松原) よろしく申し上げます。

○司会 また、名簿のお名前の右側に「オンライン出席」と記しております6名の委員の皆様は、本日はウェブ会議システムを通じ、ご出席いただいております。

回線状況等により、音声聞き取りにくい場合等には、進行を調整させていただく場合があります。何卒ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本日の会議時間は、約 30 分程度を予定しております。

それでは、これからの議事は、審議会運営規程第 5 条によりまして、会長が「会議の議長」となっておりますことから、藤原会長、よろしくお願いいたします。

○藤原会長 皆様こんにちは。お忙しい中、また天候の不安定のなか、お集まりいただきましてありがとうございます。

今年度第 1 回目になります、通算で 254 回目の広島県都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日の出席ですが、この会場に8名、オンラインで6名、合計 14 名の参加をいただいております。

2分の1以上の出席となりましたので、審議会条例第5条により、この会は有効に成立します。

これより、第254回広島県都市計画審議会を開会します。

まず、議事録署名委員を指名します。今回は、高場委員と宮崎委員のお二方をお願いします。

それでは、議事次第に沿って、進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願います。

2 議事

○藤原会長 本日は、付議案件1件です。

第1号議案につきまして、都市計画上の都市施設の決定ではなく、建築基準法第51条ただし書きによる敷地位置の決定となります。

東広島市建築指導課が諮問する議案となります。それでは、第1号議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局(東広島市) 東広島市建築指導課課長の佐古と申します。本日のご審議どうぞよろしくお願います。

○事務局(東広島市) 着座にて説明させていただきます。

第1号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更について、ご説明します。

この議案は、現在、東広島市内で操業しております産業廃棄物の中間処理施設において、処理能力の増強を伴う破碎施設の更新及び既存の破碎施設を移設設置する計画があり、これらの計画が、既存建築物の用途変更に該当することから、建築基準法第51条ただし書きの規定により、敷地の位置が都市計画上支障ないかをご審議いただくものです。

まず、本都市計画審議会に諮問する法令上の根拠について、説明します。

建築基準法第51条の規定において、「都市計画区域内においては、卸売市場やごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その位置が決定しているものでなければ、新築または増築してはならない。」とされております。

この規定には、ただし書きがあり、「ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。」とされており、この度の申請は、このただし書きの規定によるものです。

なお、本申請のような処理能力の変更等による用途変更についても、当該条文が準用される規定となっております。

次に当該施設が、建築基準法第51条ただし書き許可を必要とする理由です。

産業廃棄物処理施設においては、廃プラスチック類、木くず、がれき類の「一日あたりの処理能力が5トン」を超える破碎施設を設置する場合、建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となります。

このたびの申請は、破碎施設の更新と移設であり、これらの破碎施設が、この処理能力を超えることにより、許可が必要となります。

都市計画区域内における産業廃棄物処理施設ですので、その敷地の位置を都市計画決定するのが原則ではありますが、本施設は民間の施設であり、施設の永続性を考慮し、都市計画決定を行わず、敷地の位置の都市計画上の適否について、本審議

会に諮問するものです。

それでは、申請概要等についてご説明いたします。

申請者は、東広島市西大沢二丁目 500 番 285 号、東広商事株式会社、代表取締役佐々木 浩様です。

申請者は、平成 14 年 12 月より、当該地において、産業廃棄物の中間処理を行う産業廃棄物処理業を営んでおります。

申請位置は、東広島市黒瀬町小多田字新立です。

申請地は、都市計画区域の市街化区域内にあり、用途地域は工業専用地域です。

敷地面積は、11520.56 平方メートル、建築物は、既存の建物が 5 棟あり、延床面積の合計は、6807.48 平方メートル、建物の構造は鉄骨造平屋建て、一部 2 階建て、建物の用途は産業廃棄物処理施設です。

この度の申請は、破碎施設の増強等のみで、建物の建築の計画はありません。

当該施設の主な事業内容です。

事業所や建設現場から出たプラスチック類を含んだ廃棄物等を回収し、当該工場内で選別、破碎、圧縮梱包し、主に石炭や重油等の代替熱源として利用する廃棄物となる中間処理を行っております。

この度の破碎施設増強の理由です。2022 年にプラスチック資源循環促進法が施行され、廃プラスチックのリサイクル推進が法的に整備されるとともに、近年の石炭や重油等の価格高騰に伴う代替熱源として、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの需要が年々増加している状況です。

これらの状況に対応するため、当事業所において、廃プラスチック類のリサイクル推進に向けた取り組みの一環として、廃プラスチック類の回収量を増加させ、破碎施設の処理能力の増強を行おうとするものです。

こちらは、破碎施設の処理能力の変更概要を示した表になります。

後ほど配置図で、詳細にご説明いたしますが、施設内には A から E の 5 つの既存建物があります。

この度、現在 B 棟にある破碎施設 3 を A 棟に移設設置し、移設に伴い、B 棟には新たに現況より処理能力が大きい破碎施設 4 を設置する計画です。

この度の計画により、許可が必要となる廃プラスチック類、木くず、がれき類の処理能力が大きく増加します。

この処理能力ですが、施設全体の処理能力は現況に比べて 2 倍程度の増強となりますが、これは、これまで破碎処理が困難であった混合廃棄物の処理への対応や、処理速度を上昇させることにより、施設全体の稼働効率の向上を目的としたものであり、実質的に処理量が大幅に増加するものではありません。

こちらは、位置図です。

申請地は、東広島・呉自動車道の馬木インターの南、約 1.8 キロメートルの黒瀬工業団地内に位置しており、赤色で示した部分が申請地で、用途地域は工業専用地域です。

こちらは、申請地周辺の航空写真です。

赤色部分が申請敷地で、申請地の北側は、道路を隔てて山林が、申請地の北側以外は、道路を隔てて工場等が立地している状況です。

続いて、敷地内の建物及び破碎施設の配置状況を説明します。

まず、この図は、当該敷地において、直近で建築基準法第 51 条ただし書き許可を受けた平成 30 年の際の配置図です。

当該敷地内には、A 棟から E 棟の5つの建物があり、その中の C 棟に破砕施設1と破砕施設2が、B 棟に破砕施設3を設置する計画で、平成 30 年に許可を受けています。こちらは、現在の配置図です。

平成 30 年の許可時から一部変更があり、B 棟の破砕施設3について令和2年に機器の更新を行っています。

この更新は平成 30 年の許可時より処理能力が減少する内容であり、建築基準法第 51 条ただし書きの許可の申請は不要でした。

こちらが、今回の許可申請を行う配置図です。

現在 B 棟にあります破砕施設3を A 棟に移設する計画です。図面では黄色の部分です。

破砕施設3の移設に伴い、新たに B 棟に、現況より処理能力が高い破砕施設4を設置する計画です。図面では赤色の部分です。

なお、現在 C 棟にある破砕施設1と2については、位置及び処理能力の変更はありません。

こちらは廃棄物の処理フローを示した図です。

施設内に搬入された廃棄物は、主に3つのフローに分かれて処理されることとなります。

フロー①は「廃プラスチック類を含む混合廃棄物」の流れ、

フロー②は「廃プラスチック類のみの廃棄物」の流れ、

フロー③は「木くず・がれき類」の流れになります。

次に、それぞれのフロー別に作業の流れを表した機械配置平面図で説明します。

こちらが、フロー①の「廃プラスチック類を含む混合廃棄物」のフロー図です。

B 棟の破砕施設4で大まかな破砕処理を行い、その後選別機にかけられ重量物と軽量物に選別されます。

選別後、C 棟の破砕施設 1 によりさらに細かく破砕処理を行い、再度選別機により廃棄物の種類ごとに選別されます。

最後に B 棟の梱包機により圧縮梱包され、搬出される流れとなります。

こちらが、フロー②の「廃プラスチック類のみの廃棄物」のフロー図です。

C 棟の破砕施設2により破砕処理され、B 棟の梱包機により圧縮梱包され、搬出される流れとなります。

フロー③の「木くず、がれき類等」のフロー図です。

A 棟の破砕施設3により破砕処理され、搬出される流れとなります。

続きまして、許可に係る審査事項及び評価についてご説明します。

本件につきましては、

①「施設の位置」、②「道路幅員等」の交通環境、③「施設計画」における環境保全対策、④「その他」について、項目別に審査を行いました。

一つ目の審査項目「施設の位置」です。

まず、申請地の用途地域ですが、工業専用地域に位置しており「準工業地域、工業地域及び工業専用地域に位置すること」との基準を満たしています。

次に、主要な公共施設や住居系用途地域までの距離です。

- ・直近の小学校・保育所まで約 650 メートル
- ・住宅団地内にある街区公園まで約 420 メートル
- ・直近の住宅まで 200 メートル

こちらは、広域図になります。

- ・直近の病院まで約1キロメートル
- ・黄緑色で示している、住居系の用途地域まで約 2.1 キロメートル

となっており、「主要な公共施設や、住居系の用途地域からの距離が 200 メートル以上離れている」との基準を満たしています。

二つ目の審査項目「道路幅員等」の交通環境についてです。

まず、「道路幅員」です。

前面道路の市道北平3号線の幅員は 9.5 メートルとなっており、「幅員9メートル以上有する道路に面すること」との基準を満たしています。

次に、「搬出入経路の通行の安全上の確保」です。

国道 375 号線の交通量は、平日の 24 時間あたり 14733 台であり、本施設の運搬車両台数が、現状の約 50 台から約 80 台に増加する見込ではありますが、国道 375 号線を走行する当該施設の運搬車両の占める割合は約 0.5%程度と、周辺交通への影響は少なく、また国道 375 号線から搬出入ルートである市道 馬木小多田線については、沿線に民家がなく工業団地関係者しか利用がない状況であることから、周辺交通への影響は少なく安全上支障がないものと考えています。

三つ目の審査項目「施設計画」についてです。

まず、「駐車場の確保」です。

職員・来客用駐車スペースを青色部分に、産業廃棄物搬出入車両用待機スペースを赤色部分に設ける計画です。

敷地内において、来客や職員の車両産業廃棄物搬出入車両等、全ての車両を駐車できるスペースが確保されており、「機能に応じた駐車場の確保」の基準を満たしています。

次に、「環境保全対策」です。

生活環境影響調査を実施し、施設の稼働に伴う騒音、振動について、3か所の地点で検討を行い、騒音は、昼間に 55 から 70 デシベルと、規制基準である 70 デシベルを下回る計画です。振動は、最大 46 デシベルと、規制基準である 65 デシベルを下回る計画であることを確認しています。

なお、今回変更となる破碎施設は昼間のみの稼働であり、夜間の稼働は計画されていません。

その他、「大気汚染」はすべて屋内での作業であり、集じん機も設置することより粉じん等による周辺環境への影響は極めて少ないものと考えています。

「悪臭対策」は、処理対象物は廃プラスチック類、木くず、がれき類であり、悪臭の発生するものではありません。

「水質」は、本施設から排水の発生はありません。

以上のことより、「水質汚濁、大気汚染、騒音、振動及び悪臭の実態について」は、環境保全上支障ないものと考えています。

四つ目の審査項目「その他」についてです。

「地域の理解」につきましては、近隣の自治会に本計画についてご説明を行い、ご意見はありませんでした。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可」につきましては、広島県に申請され、既に許可になっています。

以上4つの審査項目につきまして、項目別に、審査・評価した結果、敷地の位置は、都市計画上支障がないものと判断しました。

以上で「第1号議案」の説明を終わります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

- 藤原会長 ありがとうございます。それでは、議案の審議に入りたいと思います。
まず会場参加の方々からご質問、ご意見等をいただき、その後オンライン参加の方
にお願いしたいと思います。
まず、この会場で何かご質問、ご意見等ありましたら、挙手をお願いします。いかが
でしょうか。はい、お願いします。
- 林委員（代理：桑嶋）1点ほど確認させていただければと思います。
交通量の関係についてですが、本説明資料の21ページで、交通量の変更概要が
説明されておりまして、現状で25台、計画後で40台という記載になっています。
現状の処理能力から計画の処理能力が倍程度増えているので、車両台数25台とい
うのが現状であれば、その倍程度という考え方なのか、あるいは計画処理能力から何ら
かの根拠を持って台数を割り出しているのか、教えていただければと思います。
- 事務局（東広島市）
現状の1日当たり25台、往復50台が、更新後に1日当たり40台、往復80台となる
根拠についてですが、事業者に聞き取り、今後事業を拡張していく中で、廃棄物の受
け入れ量を3割から4割程度増加させていきたいという、将来的な事業需要を想定した
数字であると聞いております。
- 林委員（代理：桑嶋）わかりました。ある程度、需要を見越した形で算出されているとい
うことですね。
- 事務局（東広島市）将来推計を見越した計画となります。
- 林委員代理（代理：桑嶋）わかりました。ありがとうございます。
- 藤原会長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それではオンラインで参加の方々にお伺いいたします。ご意見あるいはご質問等ご
ざいましたら挙手をお願いいたします。
- 藤原会長 特にご質問ないようですが、よろしいでしょうか。
私も、施設の位置や施設計画、あるいはそれに伴う環境影響については、全く問題
ないと考えています。
参考のためにお伺いしますが、東広島市全域では、こういった類似の施設はどのくら
いあるのでしょうか。
- 事務局（東広島市）廃プラスチック類の中間処理の施設数は、20施設程度です。
- 藤原会長 東広島市は現在人口が若干増加傾向にあって、今後半導体メーカー等、
大きな投資もありそうな予感ですが、20施設前後の施設で、市全体としては賄える予定
ということでしょうか。
- 事務局（東広島市）事業者によると、市の事業所から出るものもありますが、大半が関

西圏等の地域から受け入れている状況です。

市内の廃プラスチック類であれば、十分賄えていると考えており、事業者としては廃プラスチック類の処理という観点で、これまで以上に事業拡大をしていきたいというのが趣旨だと聞いております。

○**藤原会長** わかりました。関西から来るとは思いませんでした。ありがとうございました。

他の委員の方々からはよろしいでしょうか。

それでは、特にご質問、ご意見等無いようですので、第1号議案につきましては、その施設の位置について、都市計画上支障ないものと認めてよろしいでしょうか。

○**藤原会長** 御異議ございませんので、第1号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めます。

本日は、1号議案のみです。以上をもちまして本日の議事を終了いたします。

ありがとうございました。オンラインで参加の皆様、どうもありがとうございました。事務局にお戻しします。

3 閉会

○**司会** 藤原会長、ありがとうございました。

委員の皆様には、ご多忙のところご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の審議会ですが、令和6年11月を予定いたしております。調整次第ご案内いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第254回広島県都市計画審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

閉会 14:00

広島県都市計画審議会委員名簿

R6. 7. 10現在

2条1項1号委員（学識経験のある者）

出席	氏名	役職名	摘要
○	たか 高 ば 場 とし 敏 お 雄	広島商工会議所副会頭	
	わた なべ かず なり 成	福山市立大学教授	
○	ふじ 藤 わら あき まさ 正	広島大学教授	会長
○	にし な だい さく 作	広島大学教授	会長代理
○	おお た いく こ 子	広島市立大学教授（オンライン出席）	
○	むら た わ か よ 代	県立広島大学准教授（オンライン出席）	
	ひやく たけ ひ ろ 子	県立広島大学教授	(R6. 5. 9任命)
○	か こ がわ みどり 水 主 川 緑	特定非営利活動法人府中ノアンテナ代表理事（オンライン出席）	

2条1項2号委員（関係行政機関の職員）

	氏名	役職名	摘要
○	はやし 林 まさ 正 みち 道	中国地方整備局長（代理出席）	(R6. 7. 2任命)
○	せん 仙 だい みつ ひと 仁	中国四国農政局長（オンライン出席）（代理出席）	
○	かね 金 こ のぶ ひさ 久	中国運輸局長（オンライン出席）（代理出席）	(R6. 7. 4任命)
○	のり 則 かね たく じ 嗣	広島県警察本部長（代理出席）	(R6. 5. 1任命)

2条1項3号委員（市町長を代表する者）

	氏名	役職名	摘要
	いま え とし ひこ 今 榮 敏 彦	竹原市長	
	よし 吉 だ たか ゆき 田 隆 行	坂町長	

2条1項4号委員（県議会の議員）

	氏名	役職名	摘要
○	う 宇 だ しん 田 伸	県議会議員	
○	き 城 ど つね ひろ 戸 常 太	〃	
○	とみ 富 なが けん ぞう 永 健 三	〃	
	まつ おか ひろ みち 松 岡 宏 道	〃	
	なか はら こう じ 中 原 好 治	〃	
	くり はら しゅん 栗 原 俊 二	〃	
○	みや 宮 ぎき やす のり 崎 康 則	〃	

2条1項5号委員（市町の議会の議長を代表する者）

	氏名	役職名	摘要
○	も たに たつ のり 母 谷 龍 典	広島市議会議長	
	かじ かわ み き お 梶 川 三 樹 夫	府中町議会議長（オンライン出席）	